規制シート(様式)

080194800250001

平成27年7月10日

060194600250001			平成2/平/月10日	
規制の名称	有価証券の発行及び金融商品等の取引等に係る規制	所管府省	金融庁	
根拠法令等	金融商品取引法(昭和23年法律第25号)		総務企画局市場課長 齋藤 馨 総務企画局企業開示課長 田原 泰雅	
規制目的	有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品 等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資すること。			
規制内容の概要	金融商品取引業者等に対する規制、金融商品取引所等に対する規制、不公正取引に対する規制、企業内容等に関する開示規制 等	関連する予 算	_	
規制の最近の改 廃経緯	平成22年金融商品取引法改正において、店頭デリバティブに関する清算機関の利用の義務付け、及び取引情報の保存・報告制度の創設等の制度整備を行った。 平成23年金融商品取引法改正において、顧客がプロの投資家等に限定され、かつ、運用財産の総額が一定規模以下の投資運用業を行う場合は、登録要件を緩和することとした。 平成24年金融商品取引法改正において、商品関連市場デリバティブ取引を金融商品取引所において取り扱えることとする他、「総合的な取引所」については、内閣総理大臣(金融庁)が一元的に監督を行う等の措置を講じた。 平成25年金融商品取引法改正において、AIJ事案を踏まえ、厚生年金基金(運用等の体制が整備されているものを除く)について、当分の間、特定投資家(プロ)になるための申出に関する規定を適用しないこととした。 平成26年金融商品取引法改正において、投資型クラウドファンディングを通じたリスクマネーの供給促進を図るため、要件を満たした金融商品取引業者に対して参入要件及び行為規制の緩和を行った。	関連する政策評価結果		
規制を維持、改革 又は新設する理 由	平成22年、23年、24年、25年、26年に改正を行う等、法律の施行の状況等を勘案し、 必要な検討を加え、所要の措置を講じている。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持 (平成22年、23年、24年、25年、26年に規 制の見直しを実施)	
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	_			
見直し条項	_			
次の見直し時期	平成32年度(規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、おおむね5年	F後と設定。)		

(通知・通達等のID) (規制シートのID)

(通知 通连升0710		(7961) >	1 0710/
通知・通達等の 名称(発信者等を 含む。)	_		
通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項			
通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由			